

# 生徒心得

## 1 基本的生活

- (1) 本校生としての誇りを持つと共に、自他の人格を尊重する。
- (2) 目標を明確にし、自己実現に努める。
- (3) 日常生活の言動に責任を持つ。

## 2 校内の生活

- (1) 授業、HR活動及び学校行事に出席する。
- (2) 生徒証は常に携帯する。
- (3) 公共物を大切にし、快適な学習環境となるように努める。
- (4) 服装は学習活動にふさわしいものを着用する。ただし、学校行事では原則として標準服を着用する。
- (5) 校内での飲食は指定された場所で行う。
- (6) 成人であっても授業時間中（登・下校時を含む）に飲酒・喫煙はしない。
- (7) 私物は自己の責任で管理する。
- (8) 登・下校時には、掲示板で連絡事項等を確認する。
- (9) 部活動に積極的に参加する。ただし、授業に出席せず部活動のみの参加は認めない。

## 3 校外の生活・通学方法

- (1) 交通ルールやマナーを守り、交通安全に努める。
- (2) 通学は、徒歩または自転車、公共交通機関を利用するものとする。バイク・自動車の通学は禁止する。ただし、以下の条件を満たす場合のみバイク通学を許可する。
  - ア)就労していること。
  - イ)就労先からバイク通学許可の依頼があること。
  - ウ)任意保険に加入していること。
  - エ)所定の書類6点（「バイク通学許可願」「バイク通学申請書」「免許証のコピー」「自賠責保険のコピー」「任意保険の契約者、保険内容及び保険機関が確認できる書類のコピー」「誓約書」）を年度ごとに提出すること。
  - オ)バイクが原動機付自転車（排気量50cc以下）であること。
  - カ)原則として学校から就労先までの距離が実測2km以上であること。
  - キ)バイクを改造していないこと。
  - ク)道路交通法に違反しないこと。

- (3) 自転車通学は以下の事項に注意し安全に通学する。
- ア) 自転車は車道走行が原則であり歩道走行は例外である。
  - イ) 車道走行時は左側を通行すること。
  - ウ) 歩道走行時は歩行者優先で、車道寄りを徐行すること。
  - エ) その他、交通安全ルールを守ること（飲酒運転、二人乗り、並進、携帯電話等を使用しながらの運転、イヤホン等を装着しての運転、傘をさしての運転は禁止。夜間はライト点灯。交差点での信号遵守・一時停止・安全確認等。）
  - オ) ブレーキ、ライト等は定期的に点検整備すること。
  - カ) 自転車保険に加入すること。

#### 4 その他

次の場合は速やかに HR 担任に連絡する。(1)～(3)については所定の手続きを取る。

- (1) 住所、名前、保護者、後見する者等を変更する場合。
- (2) 留学、転学、休学、復学、退学する場合。
- (3) 出席停止、忌引、公認欠席の場合。
- (4) 欠席、欠課、遅刻、早退する場合。